

時間外労働に関する協定届
休日労働

労働保険番号	25 都道府県	1 所掌	01 管轄	036950 基幹番号	000 扶番号	
	被一括事業場番号					
法人番号	2130001032655					

様式第9号の2（第18条第1項関係）

事業の種類		事業の名称		事業の所在地（電話番号）		協定の有効期間 【事業場外】						
その他の事業		ダイキンバイキング(株)内(株)ティーエム・テックス事業所		(〒 525 - 0058) 滋賀県草津市野路町東2丁目2-5 電話 077 (543) 7170		令和 7 年 3 月 11 日 ~ 令和 8 年 3 月 10 日 [年 月 日 ~ 年 月 日]						
エアコン・給湯器の組立、梱包及び検査業務						令和 7 年 3 月 11 日 （年月日）						
時間外労働	① 下記②に該当しない労働者	時間外労働をさせる必要のある具体的事由	業務の種類 【事業場外】	労働者数 （満18歳以上の者）	所定労働時間 （1日） （任意）	延長することができる時間数						
						1日	1箇月（①については45時間まで、 ②については42時間まで）		1年（①については360時間まで、 ②については320時間まで）			
						法定労働時間を 超える時間数	所定労働時間を 超える時間数 （任意）	法定労働時間を 超える時間数	所定労働時間を 超える時間数 （任意）	法定労働時間を 超える時間数	所定労働時間を 超える時間数 （任意）	
	② 1年単位の変形労働時間制により労働する労働者											
休日労働	休日労働をさせる必要のある具体的事由	業務の種類 【事業場外】	労働者数 （満18歳以上の者）	所定休日 （任意）		労働させることができる 法定休日の日数		労働させることができる 法定休日における始業 及び終業の時刻				
						1か月		8 時 17 時 30 分 ~ 15 分				
						4回						
						回		時 時 分 ~ 分				
上記で定める時間数にかかわらず、時間外労働及び休日労働を合算した時間数は、1箇月について100時間未満でなければならない、かつ2箇月から6箇月までを平均して80時間を超過しないこと。 （チェックボックスに要チェック）												

受付
令和7年2月18日
大津労働基準監督署

時間外労働に関する協定届（特別条項）
休日労働

様式第9号の2（第18条第1項関係）

臨時的に限度時間を超えて労働させることができる場合	業務の種類 〔事業場外〕	労働者数 （満18歳以上の者）	1日 （任意）		1箇月 （時間外労働及び休日労働を合算した時間数。100時間未満に限る。）			1年 （時間外労働のみの時間数。720時間以内に限る。）			
								起算日 （年月日）	令和 7 年 3 月 11 日		
			延長することができる時間数 法定労働時間を 超える時間数	所定労働時間を 超える時間数 （任意）	限度時間を超えて労働させることができる回数 （6回以内に限る。）	延長することができる時間数 及び休日労働の時間数 法定労働時間を超える時間数と休日労働の時間数を合算した時間数	所定労働時間を超える時間数と休日労働の時間数を合算した時間数 （任意）	限度時間を超えた労働に係る割増賃金率	延長することができる時間数 法定労働時間を 超える時間数	所定労働時間を 超える時間数 （任意）	限度時間を超えた労働に係る割増賃金率
一時的な受注、納期の集中、突発的なトラブルへの対応	エアコン・給湯器の組立、梱包、検査	21 人	時間 分	時間 分	6 回	80 時間 0 分	時間 分	25 % 60時間超50%	720 時間 0 分	時間 分	25 %
		人	時間 分	時間 分	回	時間 分	時間 分	%	時間 分	時間 分	%
		人	時間 分	時間 分	回	時間 分	時間 分	%	時間 分	時間 分	%
		人	時間 分	時間 分	回	時間 分	時間 分	%	時間 分	時間 分	%
		人	時間 分	時間 分	回	時間 分	時間 分	%	時間 分	時間 分	%
		人	時間 分	時間 分	回	時間 分	時間 分	%	時間 分	時間 分	%
		人	時間 分	時間 分	回	時間 分	時間 分	%	時間 分	時間 分	%
		人	時間 分	時間 分	回	時間 分	時間 分	%	時間 分	時間 分	%
		人	時間 分	時間 分	回	時間 分	時間 分	%	時間 分	時間 分	%
限度時間を超えて労働させる場合における手続		通告 労働者代表に事前通知									
限度時間を超えて労働させる労働者に対する健康及び福祉を確保するための措置		（該当する番号） ☑ ① 労働時間が一定時間を超えた労働者に医師による面接指導を実施すること。 ② 労働基準法第37条第4項に規定する時刻の間において労働させる回数を1箇月について一定回数以内とすること。 ③ 終業から始業までに一定時間以上の継続した休息時間を確保すること。 ④ 労働者の勤務状況及びその健康状態に応じて、代償休日又は特別な休暇を付与すること。 ⑤ 労働者の勤務状況及びその健康状態に応じて、健康診断を実施すること。 ⑥ 年次有給休暇についてまとまった日数連続して取得することを含めてその取得を促進すること。 ⑦ 心とからだの健康問題についての相談窓口を設置すること。 ⑧ 労働者の勤務状況及びその健康状態に配慮し、必要な場合には適切な部署に配置転換をすること。 ☑ ⑨ 必要に応じて、産業医等による助言・指導を受け、又は労働者に産業医等による保健指導を受けさせること。 ⑩ その他							（具体的内容） 対象労働者に対して医師による面接指導、保健指導を実施。		
上記で定める時間数にかかわらず、時間外労働及び休日労働を合算した時間数は、1箇月について100時間未満でなければならない、かつ2箇月から6箇月までを平均して80時間を超過しないこと。 ☒ （チェックボックスに要チェック）											

協定の成立年月日 令和 7 年 2 月 13 日

協定の当事者である労働組合（事業場の労働者の過半数で組織する労働組合）の名称

又は労働者の過半数を代表する者の 職名 リーダー
氏名 藤丸 芳浩

協定の当事者（労働者の過半数を代表する者の場合）の選出方法 （ 投票 信任投票による選出 ）

○上記協定の当事者である労働組合が事業場の全ての労働者の過半数で組織する労働組合である又は上記協定の当事者である労働者の過半数を代表する者が事業場の全ての労働者の過半数を代表する者であること。 ☒

○上記労働者の過半数を代表する者が、労働基準法第41条第2号に規定する監督又は管理の地位にある者でなく、かつ、同法に規定する協定等をする者を選出することを明らかにして実施される投票、挙手等の方法による手続により選出された者であって使用者の意向に基づき選出されたものでないこと。 ☒

令和 7 年 2 月 13 日

使用者 職名 代表取締役
氏名 松岡 敬太
大津 労働基準監督署長殿

受付
令和 7 年 2 月 18 日
大津労働基準監督署

時間外労働に関する協定届
休日労働

労働保険番号	25101036950000				
	都道府県	市町村	管轄	基本番号	枝番号
法人番号	2130001032655				

様式第9号の2（第16条第1項関係）

事業の種類		事業の名称		事業の所在地（電話番号）				協定の有効期間			
エアコン・給湯器の組立、梱包、及び検査業務		ダイキンパイピング㈱内 ㈱ティーエム・テックス事業所		(〒 525-0068) 滋賀県草津市野路東2丁目2-5 (電話番号： 077- 543 -7170)				令和7年3月11日 から1年間			
時間外労働		時間外労働をさせる 必要のある具体的事由	業務の種類	労働者数 (満18歳 以上の者)	所定労働時間 (1日) (任意)	延長することができる時間数					
						1日	1箇月（①については45時間まで、②については42時間まで）	1年（①については360時間まで、②については320時間まで）			
	① 下記②に該当しない労働者	物の組立、梱包、検査の納期のひっ迫 大規模なクレームへの対応	エアコン・給湯器の組立、 梱包、検査	21人	8時間	45時間	360時間	起算日 (年月日)	令和7年3月11日		
② 1年単位の変形労働時間制 により労働する労働者											
休日労働	休日労働をさせる必要のある具体的事由		業務の種類	労働者数 (満18歳 以上の者)	所定休日 (任意)		労働させることができる 法定休日の日数		労働させることができる法定 休日における始業及び終業の時刻		
	物の組立、梱包、検査の納期のひっ迫 大規模なクレームへの対応		エアコン・給湯器の組立、 梱包、検査	21人			1ヵ月に4日		8:30~17:15		
上記で定める時間数にかかわらず、時間外労働及び休日労働を合算した時間数は、1箇月について100時間未満でなければならず、かつ2箇月から6箇月までを平均して80時間を超過しないこと。 ☒ (チェックボックスに要チェック)											

受付
令和7年2月18日
大津労働基準監督署

時間外労働
休日労働に関する協定届（特別条項）

様式第9号の2（第16条第1項関係）

臨時に限度時間を超えて労働させることができる場合	業務の種類	労働者数 (16人以上の者)	1日 (任意)		1箇月 (時間外労働及び休日労働を合算した時間数。100時間未満に限る。)			1年 (時間外労働のみの時間数。 720時間以内に限り。)			
								起算日 (年月日)	令和7年3月11日		
			延長することができる時間数 法定労働時間を超える時間数	所定労働時間を超える時間数 (任意)	限度時間を超えて労働させることができる回数 (6回以内に限り。)	延長することができる時間数及び休日労働の時間数 法定労働時間を超える時間数と休日労働の時間数を合算した時間数	所定労働時間を超える時間数と休日労働の時間数を合算した時間数 (任意)	限度時間を超えた労働に係る割増賃金率	延長することができる時間数 法定労働時間を超える時間数	所定労働時間を超える時間数 (任意)	限度時間を超えた労働に係る割増賃金率
一時的な受注、納期の集中、突発的なトラブルへの対応	エアコン・給湯器の組立、梱包、検査	21人			6回	80時間		25% (60時間超50%)	720時間		25%
限度時間を超えて労働させる場合における手続		労働者代表者に対する事前申し入れ									
限度時間を超えて労働させる労働者に対する健康及び福祉を確保するための措置		(該当する番号)	(具体的内容)								
		① ⑨	対象労働者への医師による面接指導の実施								
上記で定める時間数にかかわらず、時間外労働及び休日労働を合算した時間数は、1箇月について100時間未満でなければならない、かつ2箇月から6箇月までを平均して80時間を超過しないこと。 (チェックボックスに要チェック)											

協定の成立年月日 令和7年 2月 13日

協定の当事者である労働組合（事業場の労働者の過半数で組織する労働組合）の名称又は労働者の過半数を代表する者の

職名 リーダー
氏名 藤丸 芳浩



協定の当事者（労働者の過半数を代表する者の場合）の選出方法（ 信任投票による選出 ）

上記協定の当事者である労働組合が事業場の全ての労働者の過半数で組織する労働組合である又は上記協定の当事者である労働者の過半数を代表する者が事業場の全ての労働者の過半数を代表する者であること。
上記労働者の過半数を代表する者が、労働基準法第41条第2号に規定する監督又は管理の地位にある者でなく、かつ、同法に規定する協定等をする者を選出することを明らかにして実施される投票、挙手等の方法により選出された者であり、使用者の意向に基づき選出されたものでないこと。

令和7年 2月 13日

大津 労働基準監督署長殿

使用者

職名 代表取締役
氏名 松岡 敬太



受付
令和7年2月18日
大津労働基準監督署